

鳥取県産業振興未来ビジョン

令和3年4月

鳥取県

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 鳥取県経済成長戦略のこれまで | 3 |
| ・何を成し、何が課題として残されているのか | |
| II 鳥取県を取り巻く現状 | 8 |
| ・コロナ禍が及ぼす影響 | |
| ・人口減少と少子高齢化 | |
| ・グローバリズム経済の加速と停滞 | |
| ・Society 5.0社会の本格到来 | |
| ・グリーン社会実現の先にある産業構造転換 | |
| ・産業競争力を生み出す鳥取県の強み | |
| III 基本目標 | 16 |
| ・基本目標達成に向けた3つの指針 | |
| ・ビジョン進捗を検証する指標群「再生・発展ダッシュボード」 | |
| IV 対策の方向性 | 19 |
| ・6つの視点 | |
| ・再生・発展リーディング・プログラム | |
| V 推進体制 | 69 |
| (参考) | |
| 用語説明 | 70 |
| KPI (重要業績評価指標) 一覧 | 77 |

はじめに

平成20年9月15日、米国投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの経営破綻を契機に発生した世界的な株価下落と金融不安（以下「リーマンショック」という。）は、世界同時不況を呼び起こす結果となりました。その影響は本県にも及び、国内輸出型製造業の経営不振に伴う事業再編の影響などに伴い、県内経済・雇用も大きな打撃を受ける事態となりました。

そのような中、リーマンショック後の低迷から脱却すべく、平成22年に本県では県独自の経済成長戦略を県政史上初めて策定し、戦略的な企業誘致や県内企業の経営革新等の取組を継続しながら、失われた雇用の回復と多軸型の産業構造転換に全力を尽くしてきました。その結果、本県の基幹産業である製造業の製造品出荷額は平成25年を底に上昇に転じ、リーマンショック後に失われた県内総生産（実質GDP）は平成30年に完全回復するなど、県民一丸となった戦略推進は確実に功を奏してきたところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症により、本県産業はリーマンショック以来の危機に直面しています。コロナ危機とも呼ばれるこの状況下、県内経済・雇用を脅かす荒波を乗り越えるため、県としても2千億円を超える規模での無利子・保証料なしの空前の融資を展開してきたほか、飲食・宿泊事業者をはじめとした事業者の再スタート支援や感染防止対策など展開してきました。

ただ課題はそれだけではありません。人口減少・少子高齢化をはじめコロナ危機にあっても加速するグローバリズム、SDGs（持続可能な開発目標）による行動・価値観変容など、本県はコロナ以前から続く社会・経済変動の大きなうねりの中にあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の国内外における感染拡大に伴い、これまで定説とされてきた常識が大きく変化し、社会・産業活動はもとより、人々の価値観にも変容をもたらしつつあります。これは一過性の事態に留まらず、人々の経済社会活動やシステムに不可逆の変化をもたらす可能性もあり、このようなパラダイムシフトに対応していかなければ持続的な経済発展はおろか、喫緊の課題であるコロナ危機からの再生を果たすことも困難と言わざるを得ません。

翻ってみるに、本県は多様な人材が活躍する社会、磨き上げてきた技術、魅力的な地域資源、人々の絆、豊かな自然環境など、数多の強みを備えた県です。また、リーマンショック時のみならず、ドル高是正に向けたG5（先進5カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）各国による「プラザ合意」に始まり幾度となく訪れる為替変動、原油・資源高騰や国際変動リスク、さらには平成28年に発災した鳥取県中部地震など事業環境を脅かす数々の危機を県民一丸となって乗り越えてきました。このたびのコロナ危機にあっても同様であると確信しています。

鳥取県産業振興未来ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、その道標として、そしてコロナ危機を克服し、持続的な発展を遂げた本県経済・産業のバトンを将来世代に引き継ぐため、ここに策定するものです。県民一丸となって、ビジョン実現による活力ある未来に向けて、力強く翔いていきましょう。

県政策上の位置づけ

ビジョンは「鳥取県将来ビジョン」や「鳥取県令和新時代創生戦略」を商工労働分野において補完するとともに、「鳥取県情報技術活用推進計画」や「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」など県政各分野における計画との連携も図りつつ、10年後（概ね令和12年）の社会・経済動向変化を見据え、現下のコロナ危機からの早期再生、及びコロナ後の持続的な産業発展を実現すべくグランドデザインとして、具体的な対策の方向性を示すものです。

また平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、17のゴールの下に169のターゲットを規定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しながら経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むことされており、本ビジョンにおいても、各種施策の取組を通じてSDGsの実現を目指してまいります。

【SDGsの17のゴール】



ビジョンの計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

リーディング・プログラム（後掲）については、概ね今後3年間、官民が一体となって取組強化を図っていく対策の方向性を位置づけています。なお、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化によって抜本的な見直しが必要となった場合にあっては、機動的にビジョンを改訂するとともに、必要となる施策の見直し・追加を行いながら推進してまいります。